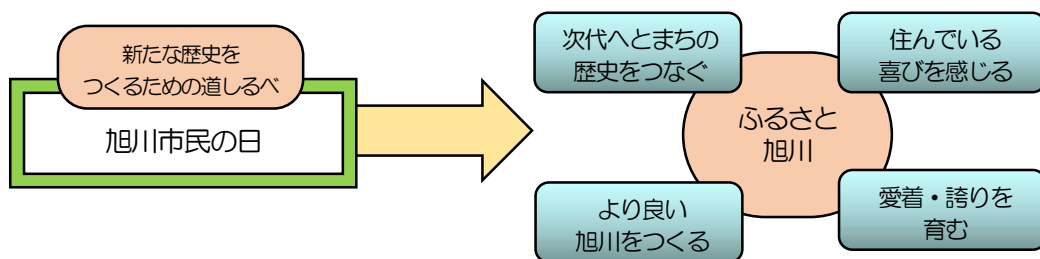


「旭川市民の日」について

1 制定の目的

市民が「ふるさと旭川」への愛着と誇りを育み、このまちに住んでいることに喜びを感じ、次代へとまちの歴史をつないでいくとともに、新たな歴史をつくるための道しるべとする。



2 「旭川市民の日」とする日

市制施行日である8月1日を「旭川市民の日」とする。（令和4年2月制定）

3 制定により期待される効果

「旭川市民の日」を通じて、「ふるさと旭川」に対する愛着や誇りを育み、これまで以上にこのまちに住むことに喜びや満足感を感じるといった市民意識の醸成は、まちづくり、地域づくりの原動力となることが期待できる。

4 記念事業の基本的な考え方

市民が楽しみながら地域の魅力を共有し、地域への愛着を育むきっかけとなるような事業を実施する。

5 令和4年度の実施事業

令和4年度におきましては、市制施行100年の事業と連携しながら、「市民の日」の制定を記念し、また、来年以降継続して制定の意義を伝えていけるような事業を推進してまいります。

7月31日（日）

「あさひかわ市民活動見本市」 市民活動交流センター（CoCoDe）
市民活動団体等によるパフォーマンス、体験コーナー、企画展など

8月1日（月）

「旭川市市制施行100年・旭川市民の日制定記念シンポジウム」（会場は調整中）
旭川やこの地域にゆかりのある方をお招きして開催予定

8月1日（月）

市有施設の無料開放やバス無料 DAY の実施を予定

7月31日（日）～8月21日（日）

スタンプラリーの開催を予定

「旭川市民の日」について

旭川市は、大正11年8月1日に市制が施行され、令和4年に100年の節目を迎えることから、これを機に、毎年8月1日を「旭川市民の日」としました。

市民のみなさんが、より良い旭川をつくるため、あらためて旭川の歴史や文化、先人たちの取組等を学び、100年のまちの歴史を次代へとつないでいきましょう。



毎年8月1日は



(あさひかわしみんのひ)

旭川市民の日